

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保  
 発0305第19号）における訪問看護記録書等の「記録」に関する規定について（該当箇所のみ抜粋）

該当箇所	項目	内容（抜粋）	
第2 訪問看護基本療養費について	2（4）ア	訪問看護基本療養費（Ⅱ）（ハを除く。）	訪問看護療養費を算定するに適切な時間の指定訪問看護を実施したうえで、それを訪問看護記録書に記載し算定すること。この場合の適切な時間の指定訪問看護とは、30分以上を標準とし、その取扱いは第4の2に示すとおりであり、少なくとも20分を下回らないこと。
	4（2）	特別訪問看護指示書	特別訪問看護指示書が交付された利用者に対する指定訪問看護については、当該利用者の病状等を十分把握し、一時的に頻回に指定訪問看護が必要な理由を記録書に記載し、訪問看護計画書の作成及び指定訪問看護の実施等において、主治医と連携を密にすること。
	7（4）	緊急訪問看護加算	当該加算に関し、利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じて、主治医の指示により、緊急に指定訪問看護を実施したその日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記載すること。
第3 精神科訪問看護基本療養費について	5	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）又は（Ⅲ）	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定する場合にあっては、訪問看護記録書、訪問看護報告書及び訪問看護療養費明細書に、月の初日の指定訪問看護時におけるGAF尺度により判定した値を記載する。
	7	精神科特別訪問看護指示書	精神科特別訪問看護指示書が交付された利用者に対する指定訪問看護については、当該利用者の病状等を十分把握し、一時的に頻回に指定訪問看護が必要な理由を記録書に記載し、訪問看護計画書の作成及び指定訪問看護の実施等において、主治医と連携を密にすること。
	9（4）	精神科緊急訪問看護加算	当該加算に関し、利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じて、主治医の指示により、緊急に指定訪問看護を実施したその日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記載すること。
第4 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費の共通事項について	4	—	指定訪問看護の提供に当たっては、目標達成の程度及びその効果等について評価を行い、その内容を訪問看護記録書に記載すること。
	5	—	初回の訪問時においては、訪問看護記録書に、病歴、家族の構成、家庭での看護の状況、家屋の状況、日常生活活動の状況、保健福祉サービスの利用状況等の概要を記入すること。
	6	—	毎回の訪問時においては、訪問看護記録書に、訪問年月日、利用者の体温、脈拍等の心身の状態、利用者の病状、家庭等での看護の状況、実施した指定訪問看護の内容、指定訪問看護の実施に要した時間等の概要（精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定する場合は、第3の5に掲げる内容も加えて記入すること。）及び訪問に要した時間（特別地域訪問看護加算を算定する場合に限る。）を記入すること。また、訪問看護ステーションにおける日々の訪問看護利用者氏名、訪問場所、訪問時間（実際の指定訪問看護の開始時刻及び終了時刻）及び訪問人数等について記録し、保管しておくこと。

<留意事項>

- ・ 訪問看護記録書への記載が訪問看護療養費の算定要件になっているものがあります。
- ・ 訪問看護療養費の算定に当たっては、関係する告示、通知及び事務連絡（疑義解釈資料等）を十分に確認した上で算定してください。

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保  
 発0305第19号）における訪問看護記録書等の「記録」に関する規定について（該当箇所のみ抜粋）

該当箇所	項目	内容（抜粋）
第5 訪問看護管理療養費 について	1（2）ウ	訪問看護管理療養費 褥瘡アセスメントの記録については、参考様式（褥瘡対策に関する看護計画書）を踏まえて記録すること。
	1（4）	訪問看護管理療養費 利用者の主治医に対して訪問看護報告書を提出した場合は、当該報告書の写しを訪問看護記録書に添付しておくこと。ただし、訪問看護報告書と訪問看護記録書の内容が同一の場合は、訪問看護記録書に提出年月日を記録することでこれに代えることができる。
	2（1）エ	24時間対応体制加算 24時間対応体制加算に関し、利用者等から電話等により看護に関する意見を求められ、これに対応した場合及び緊急に指定訪問看護を実施した場合は、その日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録すること。
	2（2）エ	24時間対応体制加算 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。
	2（3）ア	24時間対応体制加算 (2)のアの「マニュアル」には以下の内容を定めること。 ① 連絡相談の内容に応じた電話対応の方法及び流れ。 ② 利用者の体調や看護・ケアの方法など看護に関する意見を求められた場合の保健師又は看護師への連絡方法、連絡相談に関する記録方法。 ③ 保健師又は看護師及び看護師等以外の職員の情報共有方法等。
	2（6）	24時間対応体制加算 オの「ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減」は、例えば、看護記録の音声入力、情報通信機器を用いた利用者の自宅等での電子カルテの入力、医療情報連携ネットワーク等のICTを用いた関係機関との利用者情報の共有、ICTやAIを活用した業務管理や職員間の情報共有等であって、業務負担軽減に資するものが想定される。単に電子カルテを用いていること等は該当しない。
	3（3）	特別管理加算 基準告示第2の6に規定する特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者のうち、「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合は、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケアについて訪問看護記録書に記録すること。
	3（4）	特別管理加算 「在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者」に対して特別管理加算を算定する場合は、当該管理指導に係る指示書による点滴注射が終了した日及びその他必要が認められる場合には、主治医への連絡を速やかに行うこと。また、訪問看護記録書に在宅患者訪問点滴注射指示書を添付の上、点滴注射の実施内容を記録すること。

<留意事項>

- ・訪問看護記録書への記載が訪問看護療養費の算定要件になっているものがあります。
- ・訪問看護療養費の算定に当たっては、関係する告示、通知及び事務連絡（疑義解釈資料等）を十分に確認した上で算定してください。

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保  
 発0305第19号）における訪問看護記録書等の「記録」に関する規定について（該当箇所のみ抜粋）

該当箇所	項目	内容（抜粋）
第5 訪問看護管理療養費 について	4（5）	退院時共同指導加算 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。
	5（5）	退院支援指導加算 退院支援指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。
	6（6）	在宅患者連携指導加算 他の医療関係職種から受けた診療情報等の内容及びその情報提供日、並びにその診療情報等を基に行った指導等の内容の要点及び指導日を訪問看護記録書に記載すること。
	7（7）	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名、カンファレンスの要点、利用者に行った指導の要点及びカンファレンスを行った日を訪問看護記録書に記載すること。
	8（4）ウ	精神科重症患者支援管理連携加算 支援計画の内容については、利用者又はその家族等へ文書による説明を行い、説明に用いた文書を交付すること。また、カンファレンスの要点及び参加者の職種と署名を看護記録に記載し、説明に用いた文書の写しを添付すること。
	9（5）	看護・介護職員連携強化加算 当該加算は、介護職員等と同行訪問を実施した日の属する月の初日の指定訪問看護の実施日に算定する。また、その内容を訪問看護記録書に記録すること。
	9（6）	看護・介護職員連携強化加算 登録喀痰吸引等事業者等が、利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のために会議を行う場合は、当該会議に出席し連携する。また、その場合は、会議の内容を訪問看護記録書に記録すること。
	12（1）	訪問看護医療情報連携加算 注14に規定する訪問看護医療情報連携加算は、在宅での療養を行っている利用者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が、連携する他の保険医療機関等に所属する利用者の医療・ケアに関わる医療関係職種等によりICTを用いて記録された情報を取得及び活用し、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価するものである。
	12（2）ア	訪問看護医療情報連携加算 当該訪問看護ステーションにおいて、医療関係職種等によりICTを用いて記録された利用者の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うこと。
	12（2）イ	訪問看護医療情報連携加算 看護師等が指定訪問看護を行った際の指定訪問看護に係る情報についてICTを用いて記録し、医療関係職種等に共有すること。
12（3）	訪問看護医療情報連携加算 指定訪問看護を行った日に当該訪問看護ステーションの看護師等が、必要に応じて、次回の指定訪問看護の予定日及び当該利用者の訪問看護計画の変更の有無について、ICTを用いて医療関係職種等に共有できるように記録すること。また、当該利用者の訪問看護計画の変更の有無を記録する場合には、看護師等がその変更の概要について同様に記録すること。	

<留意事項>

- ・訪問看護記録書への記載が訪問看護療養費の算定要件になっているものがあります。
- ・訪問看護療養費の算定に当たっては、関係する告示、通知及び事務連絡（疑義解釈資料等）を十分に確認した上で算定してください。

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保  
 発0305第19号）における訪問看護記録書等の「記録」に関する規定について（該当箇所のみ抜粋）

該当箇所	項目	内容（抜粋）	
	12（４）	訪問看護医療情報連携 加算	指定訪問看護を行った日に看護師等が、利用者のケアを行う際の留意点を医療関係職種等に共有することが必要と判断した場合において、当該留意点をＩＣＴを用いて医療関係職種等に共有できるように記録すること。
	12（５）	訪問看護医療情報連携 加算	当該訪問看護ステーションの利用者の医療・ケアに関わる者が、利用者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針等についての希望を利用者又はその家族等から取得した場合に、利用者又はその家族等の同意を得た上でＩＣＴを用いて医療関係職種等に共有できるように記録すること。なお、医療関係職種等が当該情報を取得した場合も同様に記録することを促すよう努めること。
	12（６）	訪問看護医療情報連携 加算	指定訪問看護を行う場合に、過去 90 日以内に記録された利用者の医療・ケアに関する情報（当該訪問看護ステーション及び当該訪問看護ステーションと特別の関係にある保険医療機関等が記録した情報を除く。）をＩＣＴを用いて取得した数が1つ以上であること。なお、当該情報は当該訪問看護ステーションにおいて常に確認できる状態であること。
第 6 訪問看護情報提供療養費について	1（３）	訪問看護情報提供療養費 1	市町村等又は指定特定相談支援事業者等の情報提供の依頼者及び依頼日については、訪問看護記録書に記載するとともに、市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して提供した文書については、その写しを訪問看護記録書に添付しておくこと。
第 6 訪問看護情報提供療養費について	2（５）	訪問看護情報提供療養費 2	当該学校等の情報提供の依頼者及び依頼日については、訪問看護記録書に記載するとともに、当該学校等に対して提供した文書については、その写しを訪問看護記録書に添付しておくこと。
	3（３）	訪問看護情報提供療養費 3	訪問看護ステーションは、入院又は入所時に保険医療機関等が適切に情報を活用することができるよう、速やかに情報提供を行い、主治医に対して提供した文書については、その写しを訪問看護記録書に添付しておくこと。
第 7 包括型訪問看護療養費について	7	—	管理者等（訪問看護ステーションの管理者又は包括型訪問看護療養費を算定する日の指定訪問看護に対する責任者（看護職員（准看護師を除く。）に限る。）をいう。以下同じ。）が、訪問看護計画書について、1日に1回以上の確認を行い、必要に応じて見直しを行うこと。この場合において、訪問看護計画書の見直しは管理者等以外の看護職員（准看護師を除く。）によることも可能である。なお、訪問看護計画書の確認や見直しを行った場合はその旨を訪問看護記録書に記録すること。
	9	—	包括型訪問看護療養費を届け出た建物に居住する利用者が、他の訪問看護ステーションを利用する場合には、やむを得ない事情や利用者の状況等（申し出があった日や把握した理由等）を訪問看護記録書に記録すること。

<留意事項>

- ・ 訪問看護記録書への記載が訪問看護療養費の算定要件になっているものがあります。
- ・ 訪問看護療養費の算定に当たっては、関係する告示、通知及び事務連絡（疑義解釈資料等）を十分に確認した上で算定してください。

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保発0305第19号）における訪問看護記録書等の「記録」に関する規定について（該当箇所のみ抜粋）

該当箇所		項目	内容（抜粋）
第7 包括型訪問看護療養費について	10	—	訪問看護計画書及び訪問看護記録書は電子的方法によって記録し保存すること。また、実施した指定訪問看護の内容及び実施時間を記載すること。記録に当たっては、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（令和8年3月5日保発0305第20号）の第三の4の(29)の④に規定する内容を遵守すること。
第8 訪問看護ターミナルケア療養費について	6	—	訪問看護ターミナルケア療養費を算定した場合は、死亡した場所及び死亡時刻等を訪問看護記録書に記録すること。
第9 訪問看護遠隔診療補助料について	6	—	居宅を訪問し診療の補助を実施した日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録すること。なお、指示を行った主治医は、指示内容を診療録に記録すること。

<留意事項>

- ・ 訪問看護記録書への記載が訪問看護療養費の算定要件になっているものがあります。
- ・ 訪問看護療養費の算定に当たっては、関係する告示、通知及び事務連絡（疑義解釈資料等）を十分に確認した上で算定してください。